（法人税に係る課税の特例）

第六条　法第三十七条第四項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人である会社の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第三十七条第四項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損益金額に、法第三十七条第五項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

2　会社が各事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）終了の時において法第三十七条第八項に規定する財務省令で定める金銭債権を有する場合における法人税法第五十二条の規定の適用については、同条第一項中「もの（当該」とあるのは「もの及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十七条第八項（法人税に係る課税の特例）に規定する財務省令で定める金銭債権（これらの」と、「その損失」とあるのは「貸倒れその他これに類する事由による損失」と、「（第五項」とあるのは「（当該財務省令で定める金銭債権にあつては、当該金銭債権の額（当該金銭債権の額のうち、当該金銭債権に係る債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の百分の五十に相当する金額。第五項」とする。

第七条から第十七条までを削る。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「第二十七条第二項第三号」を「第四十四条第二項第三号」に改め、同条を第七条とし、同条の前に見出しとして「（普通貿易保険）」を付する。

第十九条中「第二十七条第二項第五号」を「第四十四条第二項第五号」に改め、同条を第八条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「第三十一条第二項第一号ト」を「第四十八条第二項第一号ト」に改め、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（出資外国法人等貿易保険）」を付する。

第二十一条中「第三十一条第二項第二号」を「第四十八条第二項第二号」に改め、同条を第十条とする。

第二十二条中「第三十一条第二項第四号」を「第四十八条第二項第四号」に改め、同条を第十一条とする。

第二十二条の二中「第三十四条第二項」を「第五十一条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第二十三条の前の見出しを削り、同条中「第三十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（為替変動保険）」を付する。

第二十四条中「第三十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第二十五条中「第三十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第二十六条中「第三十八条」を「第五十五条」に改め、同条を第十六条とする。

第二十七条中「第四十条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第二十八条の前の見出しを削り、同条中「第四十五条第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「（輸出保証保険）」を付する。

第二十九条中「第四十五条第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同条を第十九条とする。

第三十条中「第四十五条第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同条を第二十条とする。

第三十一条の前の見出しを削り、同条中「第五十二条第二項第二号」を「第六十九条第二項第二号」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「（海外投資保険）」を付する。

第三十二条中「第五十二条第二項第四号」を「第六十九条第二項第四号」に改め、同条を第二十二条とする。

第三十三条中「第五十二条第三項」を「第六十九条第三項」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十四条中「第五十三条第五項第二号」を「第七十条第五項第二号」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十五条中「第五十三条第五項第三号」を「第七十条第五項第三号」に改め、同条第三号及び第四号中「第五十二条第二項第一号」を「第六十九条第二項第一号」に改め、同条を第二十五条とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九節から第十二節まで　削除　第十三節　貿易再保険特別会計（第八十四条・第八十五条）　第十四節　削除　第十五節　東日本大震災復興特別会計（第九十一条―第九十三条）」を「第九節　東日本大震災復興特別会計（第六十五条―第六十七条）」に改める。

第二章第九節から第十四節までを削る。

第二章第十五節中第九十一条を第六十五条とし、第九十二条を第六十六条とし、第九十三条を第六十七条とし、同節を同章第九節とする。

（貿易保険法の一部を改正する法律附則第十一条の国を定める政令の廃止）

第三条　貿易保険法の一部を改正する法律附則第十一条の国を定める政令（平成十三年政令第二百三号）は、廃止する。

（国有財産法施行令の一部改正）

第四条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第五条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十一号中「独立行政法人日本貿易保険」を「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）附則第十三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本貿易保険（以下「旧独立行政法人日本貿易保険」という。）」に改める。

第九条の二に次の一号を加える。

百八十四　株式会社日本貿易保険（旧独立行政法人日本貿易保険を含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

百三十一　株式会社日本貿易保険（旧独立行政法人日本貿易保険を含む。）

（自衛隊法施行令の一部改正）

第六条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十七　株式会社日本貿易保険

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第七条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十七　株式会社日本貿易保険

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十二　株式会社日本貿易保険

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「、独立行政法人日本貿易保険」を削り、同表第六号中「及び株式会社日本政策金融公庫」を「、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険」に改める。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令等の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「、株式会社日本貿易保険」を加える。

一　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条